

ラ去リテ渡ルモアリ、和産ノ陳皮ハ皆柑皮ニシテ眞物ニアラズ、

〔古事記〕中天皇以三宅連等之祖名多遲垂仁、常世國令求登岐士玖能迦玖能木實自登下八、

故多遲摩毛理遂到其國採其木實以縵八縵矛八矛將來之間天皇既崩爾多遲摩毛理分縵四縵矛
四矛獻于天后以縵四縵矛四矛獻置天皇之御陵戸而擊其木實叫哭以白常世國之登岐士玖能迦
玖能木實持參上侍遂叫哭死也其登岐士玖能迦玖能木實者是今橘者也又見日

〔古事記傳二十五〕此に縵と云るはカケヤナ橘子と云物矛と云るはホ橘子と云物なり其は内膳式に

橘子四蔭また橘子二十四蔭梓橘子十枝また橘子四蔭梓橘子十枝また橘子三十六蔭梓橘子

十五枝掇橘子一斗また橘子四十五蔭掇橘子二斗二升五合齋宮式にも橘子十蔭などある是

なり橘子には正しく此の予八矛とあるに當るを其に對へて若干蔭と云るなれば其もとは

蔭橘子と云しこと此と相照して知べし然るを式のころは若干蔭といへば蔭橘子に限れる

故に蔭をば略きてたゞ橘子と云るなり梓橘子はそのころは若干矛といへば蔭橘子に限れる

といひしなり其は各一種の橘の名には非ず同じ橘ながら採ぎまの異なるなり其状はい

かなりけむ詳ならねど今其名に就て按ふに蔭橘子とは枝ながら折採て葉も付ながらなる

を云なるべし凡て葉ある樹をば常に蔭と云へばなり大神宮式麻績等機殿祭料雜物中に麻

と訓べしさて凡て麻の量は若干斤と云る例なるにたゞ此らにのみ髪とあるはゆゑあるべし

思に此も葉を著ながら用る故にかく云々其用るさまを知られば定めがたげれど是は麻績

の祭なれば麻を用るべしなり若し然らば此の蔭橘子と同じ心ばなり葉つきたるまを梓橘子と

はや、長く折たる枝の葉をば皆除き去て實而已著たるを云なるべし其は其狀上代の矛の

形に似たることぞありけむたゞは落たるを拾取たる意の名にて枝も葉も付ざるを云なるべし

〔古事記〕中天皇聞看豐明之日於髮長比賣令握大御酒柏賜其太子仁爾御歌曰波那多知

〔古事記〕中天皇聞看豐明之日於髮長比賣令握大御酒柏賜其太子仁爾御歌曰波那多知